

県立芸術劇場開館30周年記念誌制作等業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

県立芸術劇場開館30周年記念誌制作等業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

県立芸術劇場開館30周年記念誌制作等業務委託仕様書による。

3 契約上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月23日まで

5 参加資格要件

- (1)「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、物品（印刷類）に関する業務で、種目が「G-01：平版活版」である者
- (2)宮崎県に本店又は営業所を置く者
- (3)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (4)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- (5)この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (6)県税に未納がないこと
- (7)宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (8)地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1)公告 | 令和7年7月17日（木） |
| (2)事前説明会参加申込期限 | 令和7年7月24日（木）午後5時まで |
| (3)事前説明会 | 令和7年7月25日（金）午後2時から |
| (4)質問等の締切 | 令和7年7月28日（月）午後5時まで |

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (5) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和7年7月31日（木）午後5時まで |
| (6) 企画提案書の提出締切 | 令和7年8月20日（水）午後5時まで |
| (7) 審査結果の通知 | 令和7年9月上旬 ※予定 |

8 事前説明会の開催

- (1) 日時 令和7年7月25日（金） 午後2時から
- (2) 開催方法 オンライン（Microsoft Teams）
- (3) 申込期限 令和7年7月24日（木） 午後5時まで
- (4) 申込方法

事前説明会に参加を希望する者は、メール本文に団体名と参加者氏名を入力し、下記18の担当者にメールを送信すること。申込者には、電子メールで招待 URL を送付する。

9 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙1）を提出すること。

- (1) 提出先
下記18を参照
- (2) 提出期限
令和7年7月31日（木） 午後5時まで
- (3) 提出方法
電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

10 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
提出する企画案は、1社1案のみとする

①企画書（正本1部、副本6部）

- ア 記念誌表紙をデザインしたもの（A4カラー・1枚）
 - ・タイトルは「宮崎県立芸術劇場開館30周年記念誌」とする。
 - ・任意でサブタイトルをつける。
- イ 記念誌のページ配分・レイアウト
 - ・仕様書4（3）に記載の掲載内容を踏まえて、ページ配分を含めた誌面レイアウトを示す。
- ウ 業務実施体制
- エ 制作スケジュール
- オ 記念誌等の制作実績
 - ・記念誌等名、作成部数、発行年月、発注者名、受注額を記載する。

②見積書 1部

※宛先は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

※一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

③誓約書（別紙2）1部

- (2) 提出先
下記18を参照
- (3) 提出期限
令和7年8月20日（水）午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

(5) 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(6) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙3）を提出すること。

① 提出先

下記 18 を参照

② 提出期限

令和 7 年 7 月 2 8 日（月）午後 5 時まで

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

11 審査項目

以下の項目について評価を行う。

(1) コンセプト

・本事業の趣旨について理解し、仕様書に沿った提案内容となっているか。

(2) 表紙デザイン

・記念誌表紙としてふさわしいデザインとなっているか。

(3) ページ配分・レイアウト

・適切なページ配分で、写真や文字の配置等が見やすく魅力的なレイアウトとなっているか。

(4) 業務の実施体制

・業務を安定的に実施し、県からの要望に迅速に対応できる体制になっているか。

(5) 制作スケジュール

・計画的かつ確実性の高いスケジュールになっているか。

(6) 記念誌等の制作実績

・本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。

(7) 積算の妥当性

・経費の積算に無駄がなく妥当であるか。

12 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した 1 者を受託候補者として選定する。

13 審査の通知

採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

14 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とし、当該参加者に書面で通知するものとする。

- (1) 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき
- (3) 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- (4) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- (5) 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

15 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、随意契約を行う。
- (2) 契約に要する手続きは、候補者負担とする。

16 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

17 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

18 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担当 宮崎県総合政策部みやざき文化振興課文化企画担当（担当 田中、境）
- (3) 電話番号 0985-26-7117
- (4) メールアドレス miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課文化企画担当 境 行き

企画提案競技 参加申込書

(県立芸術劇場開館 30 周年記念誌制作等業務委託)

会社名	
代表者職氏名	
担当者氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

※ 確認のため、電子メール送信後に必ず電話連絡をお願いします。

(電話：0985-26-7117)

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

住所
フリガナ
氏名

印

(法人にあつては名称及びその代表者職氏名)

誓 約 書

私は、県立芸術劇場開館30周年記念誌制作等業務委託の企画提案競技の参加に当たり、下記の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、物品（印刷類）に関する業務で、種目が「G-01：平版活版」である者
- 宮崎県に本店又は営業所を置く者
- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者
- この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- 県税に未納がない者
- 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課文化企画担当 境 行き
(E-mail : miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp)

企画提案競技 質問書

(県立芸術劇場開館 30 周年記念誌制作等業務委託)

会社名	
担当者氏名	
【質問内容】	

※ 確認のため、電子メール送信後に必ず電話連絡をお願いします。
(電話 : 0985-26-7117)